

## 令和7年4月より入院時の食事負担額が変わります

食材費が高騰していること等を踏まえ、厚生労働省の規定に基づき、**2025年4月1日より**、入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）が下記のとおり変更になります。

### 入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）（1食あたり）

		3月31日まで	4月1日より	
70歳未満の方	区分ア～エ	490円	510円	
	住民税非課税区分オ	過去12か月の入院日数が90日までの入院	230円	240円
		過去12か月の入院日数が90日を超える入院	180円	190円
70歳以上の方	現役並み所得者・一般（1割・2割）	490円	510円	
	住民税非課税世帯区分Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日までの入院	230円	240円
		過去12か月の入院日数が90日を超える入院	180円	190円
	住民税非課税世帯区分Ⅰ	110円	110円	

- (注1) 所得区分によって医療費の自己負担金や食事療養負担額が定められています。  
 (注2) 流動食のみ提供する場合は除きます。  
 (注3) 公費医療（難病）等により、負担金額が異なる場合があります。

負担金額の詳細については、下記へお問い合わせください。  
 ・国民健康保険保険（国保）、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合）の方は、「加入保険者」へ  
 ・指定難病等で医療費助成制度の認定を受けている方は、住所地を所轄する「保健所」へ

ご不明な点がございましたら、1階総合受付（医事課）までお問い合わせください。